

四日市市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月21日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第78号

四日市市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員住居手当支給規則（昭和49年四日市市規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（平成28年改正条例附則第4項から第6項までの規定が適用される間の読替え）</u></p> <p><u>第12条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条第2号中「条例第36条」とあるのは、「四日市市職員給与条例の一部を改正する条例（平成28年四日市市条例第48号）附則第4項から第6項までの規定により読み替えられた条例第36条」とする。</u></p>	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（総務部人事課）